第 10 回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容 * 表記,表現は原則として,傍聴者の記入されたとおりとしています

- * 公開不可の記入があったものは,公開しません
- *()は事務局の補足です

NO.	カテゴリー	Q	A
1	議論の内容につ	間接民主主義は直接民主主義が不可能であるから行うものであり ,できる限り低	委員に開示します。
	いて	コストの直接民主主義を実現することを研究する必要がある。	
2	議論の内容につ	議会の調査は,市の内容を調査するものであるから,市民がその調査プロセスに	委員に開示します。
	いて(職員)	参加できる事が望ましい。	
3	議論の内容につ	役所に関する問題としての原因は,役所全体と職員個人,及び役所の中の課の個	委員に開示します。
	いて(職員)	性が相乗して問題が生ずることが多いと考える。	
4	議論の内容につ	社会で責任をとるとは、減給することだけではなく、時期がたとえ遅れても、必	委員に開示します。
	いて(職員)	要な事を必要なだけ実現することにある。必要な価値は必ず労働の付加価値として	
		生み出すことが大切である。	
5	議論の内容につ	公務員の任免は国民の権利として,国家公務員について憲法に述べられている	委員に開示します。
	いて(職員)	が,市町村の公務員も憲法の法意を考えると同様にするべきと考える。	
		市民が公務員の任免を十分に確実にできるように ,情報の流通を確保することが大	
		切である。 - どの様に基本条例に反映するのか。	
6	議論の内容につ	調布の個性として,町づくりにおける市民の行動様式としてそれをつくれない	委員に開示します。
	いて(調布らし	か。	
	さ)		
7	議論の内容につ	調布市データブック2005(P28) - 府中市に比べると調布市は面積がかな	委員に開示します。
	いて(調布らし	り狭いのに,農業算出額が調布市において大きいのは特筆すべきことです。また,	
	さ)	第3次産業が75%を超えていますが,3次産業にも多種あるので,この内容を把	
		握することが大切です。	
		どの様な第3次産業が調布で発展していくべきなのかを考えていく事が大切で,	

		それを検討し ,育てていく社会的構造をつくる為の基本条例を考えることも大切で	
		ある。	
		映像文化の中の調布はその中の一つである。	
8	議論の内容につ	調布市民の生活の中の深大寺とはどのような存在なのか。(地域社会学的考察を)	委員に開示します。
	いて(調布らし	基本条例の中で深大寺を考える上で必要なことだと考える。	
	さ)	その他の川などについても同じである。	
9	議論の内容につ	「調布らしさ」として, 市民参加プログラムの規定化 民間と比較しても遜色	委員に開示します。
	いて(調布らし	のない効率経営 最高規範性(他市区よりも明確な表現) 調布の文化・伝統等の	
	さ)	維持・継承などを盛り込んで欲しいと思う。	
10	議論の内容につ	他の市町村の基本条例では目的(第1条)と前文の両方が存在していますが,法	 委員に開示します。
	いて	律の世界では,その多くにおいて第1条で法律の目的が書かれていますが,前文の	
		ある憲法は第1章において天皇について書き始められています。これは私の考えで	
		すが,前文は,その法律の目的的意味をもった概念であると考えます。	
		要は基本条例の目的を <u>第1条(本文</u>)(目的の意味を明確にする為に調布の地理	
		的特徴を書くことは可能であると考えます。) で述べるのか前文で述べるのかにあ	
		ると考えます。	
11	議論の内容につ	みんながつくる町づくり 市民や行政 ,議会がどのように行動して町づくりをす	委員に開示します。
	いて	るのか 前文はもちろんの事。本文においても個性を。	
		行動様式の時代経過に合わせた創造の為の組織構造を基本条例の中に入れるべき。	
12	議論の内容につ	住民自治基本条例に関し,はじめて前文に対する意見交換が行われた。何を入れ	委員に開示します。
	いて	るべきか , 特意的なことは何か , が話題となった。メモや発言を通じて , 様々な意	
		見を持っていることがわかる。とても興味深い。中には「大半がそう思っている」	
		などの発言もあり,面白い。そう感じた。これからが,とても面白そう。	
		(前文に入れたいことの1つ 日本橋から20km 甲州街道で栄えた町。今は	
		高速道路がつき抜ける町)	

13	議論の内容につ	前文の議論(今日語られていたことは,市民としての自治のとらえ方など率直に	委員に開示します。
	いて	話し合われていて ," 市民の目線で " という条例で必要な視点が入っていた部分も	
		多く共感して傍聴しました。) にありましたが,市民が共有できる自然・文化・歴	
		史の共通項の書き込みはあっても良いと思います。その条例は , どの地域について	
		の自治を目指して書かれたものかという点からしても重要です。市民の心のよりど	
		ころとも言える部分ではないでしょうか。(文は長すぎずだと思っていますが)	
14	議論の内容につ	このまちを継続可能なまちとして,市民が自ら守り育てていきたい。	委員に開示します。
	いて	そのまちの理想的な状態は何か,という事を語るのは,意味ある事だと思います。	
		主人公の市民が ,調布のまちで ,前文にあるような状況で暮す為に必要な項目は何	
		かと考えていけば、柱が出てくると考えます。	
15	議論の内容につ	今回の議論の中で憲法に基づくという文面もありました。	委員に開示します。
	いて	書き込むかどうか別として,民主主義の基本「一人一人が大切にされる事」, 基本	
		的人権 ,このキーワードを大事にしてくみ立てていく事は基本条例にも欠かせない	
		考え方だと受けとめています。	
16	議論の内容につ	厳しい財政状況の中で ,人の幸せを実現していく為には ,サンセット方式も必要	委員に開示します。
	いて	になってきます。税金の使われ方の情報公開,全てに関して徹底した情報公開が,	
		行政への信頼の一歩だと考えますので ,条文にも必要ではないでしょうか。これは	
		説明責任を補完する意味からも重要だと考えます。	
17	議論の内容につ	議会制民主主義が形がい化している時,議会とは何かを改めて問う意味からも	委員に開示します。
	いて	「議会」についての柱立は必要。議会も立法機関として , 取り組む事が問われてい	
		ると思います。	
18	議論の内容につ	市(執行機関)の役割についても明確にするのは有効な事だと感じました。	委員に開示します。
	いて		

19	議論の内容につ いて	委員の発言の中に「前文は読む人などいなくなるので,長文を避け簡潔に書くべきだ」という趣旨の発言があった。簡潔・的確に表すことには賛成。	委員に開示します。
	V1 C		
		しかし,法律とか条例は,何かコトが起こった時の最後の拠りどころであるから,	
		「必要なことは漏らさず,かつ,正確に定める」ことが必要と思う。 	
20	議論の内容につ	前文に調布の自然・歴史・伝統を謳うことには抵抗感はないが , 調布市民に市民	委員に開示します。
	いて	としての自覚と誇りを持たせる内容が必要と考える。	
21	市民参加につい	男女共同参画社会というものが大切なのであるが ,調布市ではまだそれが弱いよ	委員に開示します。
	て	うである。どのようにこれを構築していくのかが大切である。	
		休日と夜間しかいない市民が参画していける社会を特に考えるべきである。	
	70 <u></u>		7 D L 80 - L - L - L
22	委員への質問・意		委員に開示します。
	見	のでしょうか。	
23	委員への質問・意	丸山委員へ 自治の担い手である私たち市民が,役割を分担するとは解かりにく	委員に開示します。
	見	いです。どの様な役割があって , それらをどのように分担していくのかを , 基本条	
		例の中でどのように規定していくのですか。役割の内容は時代の変化に合わせて変	
		 化するはずなので ,役割内容とその分担について継続的に検討していく機構を考え	
		 る必要があるかもしれません。	
24	その他	傍聴席では,非常に聞きづらい。もっと大きな声で発言願いたい。	委員に開示します。